

「規制仕分け」実施に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十六日

参議院議長 西岡武夫 殿

山本香苗



「規制仕分け」実施に関する質問主意書

政府は行政刷新会議で、国の規制や制度についての是非を議論する「規制仕分け」を実施することを決定した。そこで以下、規制仕分けについて質問する。

- 一 規制仕分けを実施する意義は何か。
- 二 規制仕分けの対象項目選定基準、項目数を明らかにされたい。
- 三 規制仕分けにおける具体的な評価基準は何か。
- 四 規制・制度改革に関する分科会における議論と行政刷新会議における規制仕分けとは何が具体的に異なるのか。
- 五 規制仕分けは具体的にどのような形で実施されるのか。
- 六 規制仕分けの結果と規制・制度改革に関する分科会報告とが異なる場合、どちらが優先されるのか。規制仕分けの結果はどのように効力を有することとなるのか。
- 七 規制仕分けの評価者選定において、公平性・公正性はどういうに担保されるのか。

右質問する。

